

浜松市における

「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」について

浜松市企画調整部国際課

浜松市の紹介

浜松市には2014年9月現在、約2万1,000人の外国人住民が居住しており、総人口の約2.6%を占めています。南米系外国人が全体の約半分を占めているのが特徴で、ブラジル国籍者数は全国の都市の中で最多です。これらの南米出身者は、日系人とその家族が多く、1990年の出入国管理及び難民認定法の改正施行以後急増しました。しかし、2008年のリーマン・ショック後、それまで増加を続けていた本市の外国人住民の数は減少に転じています。その一方、フィリピンや中国などアジア系外国人住民の占める割合が増えており、多国籍化が進んでいます。また、「永住者」や「定住者」など、日本に比較的長く滞在することのできる在留資格を持つ外国人住民が増加し、定住化の傾向にあります。

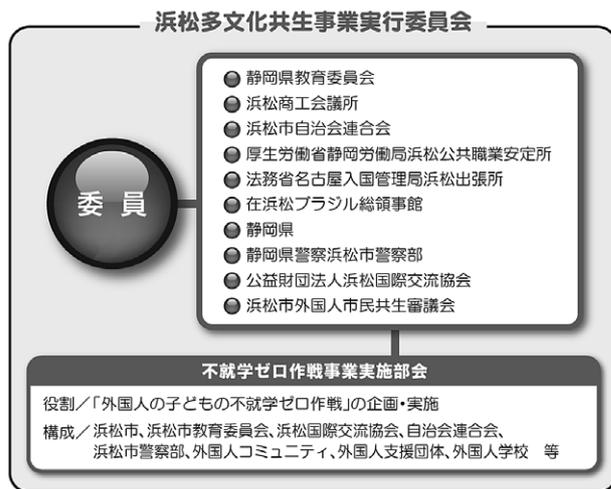
浜松市の外国人の子どもの状況

1990年の出入国管理及び難民認定法の改正施行後、就労を目的とした外国人住民とともに外国人の子どもたちが急激に増加し、その多くを公立小中学校で受け入れてきました。また、市内に外国人学校が設立され、現在では2校が各種学校の認可を受けています。しかしながら、外国人に対しては就学の義務が課されていないことや、外国人の居住状況が正確に把握できないことなどにより、外国人の子どもの就学状況を把握し、不就学の子どもの就学に結びつけることが困難となっていました。

浜松市では子ども政策の重視とともに、さまざまな多文化共生施策に取り組んでいます。その重点事業として、外国人の子どもの教育を皆で支え、誰もが能力を発揮できる環境をつくることを目的に、

2011年度から「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」を開始しました。

在浜松ブラジル総領事館や地元自治会、警察など関係機関の協力を得て、「浜松多文化共生事業実行委員会」を設立し、外国人の子どもの就学状況の把握と不就学の解消、不就学を生まない仕組みの構築に取り組みました。



「外国人の子どもの不就学ゼロ」を達成するまで

まず、市内の不就学者を把握するため、市内に住所を有する学齢期の外国人登録者から、公立・私立小中学校および外国人学校の在籍者を除き、残った727人の家庭を全件訪問し、就学状況や居住実態について調査を行いました。土日や夜間を含めた複数回に渡る訪問調査や、入国管理局への出国確認の結果、727人のうち600人以上が出国や転出などにより浜松市に居住実態がありませんでした。そして、16人が学校や、NPO法人などが主催する学習支援教室へ通っておらず、帰国予定もない「完全不就学」の

状態にあることがわかりました。

次に、不就学の原因を確認し、必要な支援を検討するため、不就学の子どもの家庭へ通訳と共に訪問し、来日時期や子どもの就学歴、就学の意味や今後の日本での滞在予定などを調査しました。



訪問調査の様子

不就学の原因は、公立小中学校へ通うことに対する不安や経済的な問題など、家庭によってさまざまであり、親や子どもの気持ちを十分に理解したうえで、就学への方策を共に考えていく丁寧な対応が必要です。

日本の公立小中学校の情報不足が原因の場合は、浜松市教育委員会で実施している就学ガイダンスを案内するほか、学校見学を提案し同行しました。バイリンガルの就学支援員を交えた授業を実際に見ることで安心し、早期の就学に結びついた事例もありました。経済的な問題を抱える家庭に対しては、就学援助の制度を案内し、公立小中学校に就学する際の負担の軽減が可能であることを説明しました。

また、就学の意欲はあっても日本語に不慣れな家庭に対しては、教育委員会や学校に通訳が同行し、就学手続きをサポートしました。さらに、不就学の状態を少しでも改善するため、学校につながる学びの機会として、NPO法人が主催する日本語教室や虹の架け橋教室を紹介しました。

このようなきめ細かな支援とともに、浜松市への転入者、公立小中学校および外国人学校の退学者、次年度に小学校へ入学する年齢の子どもに対する実態調査を継続して行いました。

その結果、事業開始から3年目の2013年9月、浜松市における外国人の子どもの不就学は、ゼロの状態を達成しました。

「浜松モデル」の確立

将来にわたり外国人の子どもの不就学ゼロを継続するためには、外国人の子どもの就学状況を継続的に把握し、支援を行う体制を確立する必要があります。3年間の取り組みにより蓄積したノウハウを活かし、関係機関との連携のもと、外国人の子どもの不就学を生み出さない仕組み「浜松モデル」を確立しました。

①転入時の就学案内

浜松市への転入者で、学齢期の外国人の子どもがいた場合、転入窓口において就学案内を行います。公立小中学校のほか私立学校や外国人学校についても紹介し、外国人の子どもの学習機会を幅広く案内しています。

②就学状況の継続的な把握

2012年7月から新しい在留管理制度となり、住民基本台帳により外国人の居住情報が確認できるようになったことから、住民基本台帳と学齢簿システムを連動し、外国人学校在籍者のデータも加えて、学齢期の外国人の子どもの就学状況を把握する仕組みを整備しました。

これにより不就学の恐れがある家庭に対し、訪問調査を行っています。

③就学に向けたきめ細かな支援

不就学の子どもの持つ家庭に対し、面談を通じその原因を探るとともに、各家庭に応じたきめ細かな支援を行います。また、浜松市教育委員会において、教育に関する相談や、公立小中学校への就学ガイダンスを実施します。

不就学を未然に防ぐため、公立小中学校において、日本語学習支援や母国語による初期適応支援を行います。また、市内の希望する外国人学校へカウンセラーを派遣し、子どもの心の問題に対応します。

外国人の子どもの不就学をゼロの状態とする「浜松モデル」が機能するためには、外国人学校や民生児童委員などの関係機関の協力が不可欠です。今後もオール浜松体制により、外国人の子どもの学習機会を確保するため、積極的な取り組みを続けていきたいと考えています。